

(案)

平成 年 月 日

〇〇運送株式会社

代表取締役 □□ □□ 様

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

宮城県協議会事務局

## 「標準運送約款改正に伴う実態調査」ご協力をお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政および運輸行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業の労働者は、総労働時間が長い実態にあり、これは荷主都合による手待ち時間、手積み手卸し作業などによる荷役時間の長時間化など、事業者のみの努力では改善が困難であることが要因であると指摘されています。

こうした長時間労働は、労働者の心身の健康に影響や労働力不足の一因ともなっており、厚生労働省と国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会では、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」、「各都道府県地方協議会」を設置し対応策を講じていくことといたしました。

また、長時間労働の要因ともなっている、積込み・取卸し作業、荷主都合による待機時間等の附帯作業については、コスト負担が不明確であったことから、適正な運賃・料金を収受できていない状況であり、運賃とは別建てで料金を収受できる環境整備として、昨年11月に標準貨物自動車運送約款が改正されておりますが、改正標準貨物運送約款への移行は東北6県では全事業者の約4割と全国でも低い状況となっております。

このような状況の中、改正標準運送約款への移行に係る問題・課題等を把握し、更なる普及・啓発を行うことを目的として、既に改正貨物自動車運送約款へ移行された事業者を対象として、運賃料金の収受状況や荷主企業との交渉状況などを調査させていただきたく存じますので、業務ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙「回答票」を、平成30年 月 日までに下記問い合わせ先までFAXによりご返信いただきますよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

〒983-8540

住 所：宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目3-15

電話 番号：022-235-2517

**FAX 番号：022-231-5377**

お 問 合 せ：宮城県協議会事務局

(東北運輸局宮城運輸支局 輸送・監査部門内)